

こ支虐発 2 0 号  
こ支家発 3 9 号  
こ支障発 1 5 号  
令和 6 年 1 月 2 5 日

各 都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市  
児童相談所設置市  
民生主管部（局）長 殿

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
こども家庭庁支援局障害児支援課長  
（公印省略）

「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」における  
児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について

児童養護施設等におけるこどもの権利擁護については、児童福祉法等の関係法令及び「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて（通知）」（平成 21 年 3 月 31 日付け雇児福発第 0331002 号、障障発第 0331009 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部障害保健福祉課長連名通知）等に基づき、すべての関係者がこどもの最善の利益や権利擁護の観点をしっかりと意識し、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等のための取組を総合的に進めていただくようお願いしているところである。

一方、施設職員等による性的虐待を含む虐待事案が依然として発生していることから、こどもの性被害防止対策の一つとして、令和 5 年度補正予算（第 1 号）において、標記事業の実施に必要な費用を計上したところである。

標記事業については、「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業の実施について」（令和 6 年 1 月 25 日付けこ成総第 3 号・こ支総第 8 号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）により通知されているところであるが、児童養護施設等（※）の施設内へのカメラの設置に当たって配慮すべき点等について下記のとおりお示しするのでご了知いただくとともに、管内の児童養護施設等に周知いただくようお願いする。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内の市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）の長に周知いただくよう併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

（※）児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設を含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所をいう。

## 記

### 1 カメラの設置場所について

児童養護施設等は、入所するこども等の生活の場等であることから、こども等のプライバシーの保護に十分に配慮する必要があるため、居室等の生活空間ではなく、目の届きにくい建物内外の死角に当たる場所、事務室等の主に職員等が出入りする場所及び車内等の閉鎖的な場所等が撮影範囲となるように設置すること。

### 2 カメラの設置に係る留意点について

カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。

また、入所するこども等や来訪者が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。

### 3 その他

カメラ設置の要否については、生活するこども等の状況や施設等における虐待事案の発生状況等を踏まえて各施設等において判断すること。

また、カメラの設置については、必要に応じて、入所するこども等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うこと。

なお、上述のとおり、児童養護施設等におけるカメラの設置は性被害防止を目的としたものであるため、同カメラにより撮影した映像等を、こども等の生活状況を共有する目的で保護者に提供するなど、本来の目的外で第三者に提供してはならないこと。